

平成 27 年 9 月 3 日

平成27年登米市議会定例会  
9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会  
議員 番

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ぬま くら たく ろう 沼 倉 卓 郎
住所	登米市中田町
職業	農業

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おい かわ こ 及 川 さよ子
住所	登米市中田町
職業	農業

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	よし だ たか こ 吉 田 たか子
住所	登米市豊里町
職業	無職

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	さ さ き けい こ 佐々木 恵 子
住所	登米市南方町
職業	無職

諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
-------	---------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	須藤典彦
住所	登米市津山町
職業	無職

報告第6号	平成26年度登米市健全化判断比率の報告について
-------	-------------------------

本件は、平成26年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第7号	平成26年度登米市資金不足比率の報告について
-------	------------------------

本件は、平成26年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第8号	放棄した債権の報告について
-------	---------------

本件は、登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第 9 号	登米市土地開発公社の経営状況について
---------	--------------------

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものであります。

報告第 10 号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第 11 号	株式会社とよま振興公社の経営状況について
報告第 12 号	株式会社いしこしの経営状況について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況について、議会に報告するものであります。

議案第 97 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 98 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 99 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 100 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 101 号	平成 27 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 102 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 103 号	平成 27 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 104 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）

本案は、議案第 97 号平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）から議案第 104 号平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 4 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、6 億 1,818 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 473 億 9,766 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、ふるさと応援寄附金事業 2,230 万円、個人番号カード交付事業 3,149 万円、介護施設整備事業 3 億 5,885 万円、多面的機能支払事業 7,029 万円などを計上しております。

歳入では、東日本大震災復興交付金などの国庫支出金 7,705 万円、地域医療介護総合確保事業補助金などの県支出金 4 億 4,688 万円、東日本大震災復興交付金基金などからの繰入金 7,215 万円などを計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 3 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 1 億 1,481 万円を、後期高齢者医療特別会計の歳出で広域連合への納付金など 885 万円の減額を、介護保険特別会計の歳出で事業の精算に伴う返還金など 4,013 万円を計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 5 万円を、下水道事業特別会計の歳出で一般会計への繰出金 1,827 万円を、宅地造成事業特別会計の歳出で一般会計への繰出金など 88 万円を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、債務負担行為補正として追加 2 件を計上しております。

議案第 105 号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
-----------	---------------------------

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 25 年 5 月 31 日に公布されたことに伴い、特定個人情報の取扱いを定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 9 ページ）

議案第 106 号	登米市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	-------------------------------

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）が平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）が改正されることから、本条例の一部を改正するものであります。 （新旧対照表 18 ページ）

議案第 107 号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
-----------	---

本案は、地域審議会の設置に関する協議書（平成 16 年迫町告示第 39 号、平成 16 年登米町告示第 31 号、平成 16 年東和町告示第 16 号、平成 16 年中田町告示第 37 号、平成 16 年豊里町告示第 19 号、平成 16 年米山町告示第 39 号、平成 16 年石越町告示第 15 号、平成 16 年南方町告示第 44 号、平成 16 年津山町告示第 15 号）第 2 条の規定により、地域審議会を設置期間の満了をもって廃止したことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表 19 ページ)

議案第 108 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
-----------	------------------------

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が公布されたことに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表 20 ページ)

議案第 109 号	登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
-----------	--

本案は、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づき認定を受けた認定復興推進計画（認定番号宮城第 1 号）の変更に伴い、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表 23 ページ)

議案第 110 号	第二次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について
-----------	-----------------------------

本案は、現行の総合計画の計画期間が平成 27 年度をもって終了することから、登米市まちづくり基本条例（平成 24 年登米市条例第 2 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする第二次登米市総合計画を策定することについて、登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）第 12 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 111 号	平成 26 年度登米市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
-----------	----------------------------------

本案は、平成 26 年度登米市水道事業会計決算で生じた未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 112 号	平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
-----------	-------------------------------

本案は、平成 26 年度登米市病院事業会計決算で生じた資本剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 113 号	工事請負契約の締結について
-----------	---------------

本案は、（仮称）長沼第二工業団地造成工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成 26 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	平成 26 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	平成 26 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	平成 26 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	平成 26 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	平成 26 年度登米市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号	平成 26 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号	平成26年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第9号	平成26年度登米市病院事業会計決算認定について
認定第10号	平成26年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、平成26年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

## 登米市個人情報保護条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 個人情報ファイル (第12条～第13条の3) 第4章～第7章 (略)	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 個人情報ファイル (第12条・第13条)
附則 第1条 (略) (定義)	附則 第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略)
(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。	(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。 ア 個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの	(8) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。 ア 個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもの
(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
第3条～第9条 (略)	第3条～第9条 (略)

<p>(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報 _____ を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p>	<p>第10条 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるとときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不當に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 実施機関は、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部署又は職員に限るものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出)</p> <p>第12条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た</p>
---	--	--

事項を変更しようとするときも、同様とする。

	事項を変更ようとするときも、同様とする。	事項を変更ようとするときも、同様とする。
(1)～(3)	(1)～(3)	(1)～(3)
(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び個人情報によって識別される特定の個人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）	(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び個人情報によって識別される特定の個人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）	(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び個人情報によって識別される特定の個人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法	(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法	(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) <u>特定個人情報ファイルに該当するもの</u>		
3 (略)	3 (略)	3 (略)
第13条 (略)	第13条 (略)	第13条 (略)
	(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)	
第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとすることは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。	第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとすることは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。	第13条の2 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとすることは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
(1) <u>特定個人情報ファイルの名称</u>	(1) <u>特定個人情報ファイルの名称</u>	(1) <u>特定個人情報ファイルの名称</u>
(2) <u>当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</u>	(2) <u>当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</u>	(2) <u>当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</u>
(3) <u>特定個人情報ファイルの利用目的</u>	(3) <u>特定個人情報ファイルの利用目的</u>	(3) <u>特定個人情報ファイルの利用目的</u>
(4) <u>特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）</u>	(4) <u>特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）</u>	(4) <u>特定個人情報ファイルに記録される項目（以下この条及び次条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条及び次条において「記録範囲」という。）</u>
(5) <u>記録情報（特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をい</u>		

う。以下この条及び次条において同じ。) の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、  
その提供先

(7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報をファイル等に記載しないこととするとき、又は特定個人情報をファイルを特定個人情報ファイル等に掲載しないこととときは、その旨

(8) 第14条第1項、第25条第1項又は第29条第2項の規定による請求を受理する組織の名称

(9) 第25条第1項ただし書又は第29条第2項ただし書に該当するときは、その旨

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であつた者に係る特定個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に關する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル

(4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

(5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル

(6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであつて、送

付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(8) 本人の数が規則で定める数に満たない特定個人情報ファイル

(9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定めるもの

(10) 第2条第4号に係る特定個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に對しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条の3 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める特定個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル

<p>簿に記載し、又は特定個人情報を特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイルに掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報を特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p> <p>(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p> <p>(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要なもので、規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(自己情報の開示)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第5号まで及び第9号、次条第2項並びに第</p>
--	--	--	--	--

21条第1項において同じ。) の生命、健康、生活又は財産を害するお それがある情報 (3)～(9) (略) 第17条～第22条 (略)	21条第1項において同じ。) の生命、健康、生活又は財産を害するお それがある情報 (3)～(9) (略) 第17条～第22条 (略)
第23条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る自己情報 (保有特定個人情報) を除く。以下この条において同じ。) が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合 (開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。) には、同項本文の規定にかかわらず、当該自己情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがある場合は、この限りでない。	第23条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る自己情報 (保有特定個人情報) を除く。以下この条において同じ。) が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合 (開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。) には、同項本文の規定にかかわらず、当該自己情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがある場合は、この限りでない。
2 (略) 第24条 (略)	2 (略) 第24条 (略)
第25条 何人も、自己情報 (次に掲げるものに限る_____) の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該自己情報の訂正 (追加又は削除を含む。以下同じ。) を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に關して他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合は、この限りでない。	第25条 何人も、自己情報 (次に掲げるものに限る_____) の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該自己情報の訂正 (追加又は削除を含む。以下同じ。) を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に關して他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合は、この限りでない。
2 代理人 による訂正の請求 (以下「訂正請求」という。) をすることができる。 3 (略) 第26条～第28条 (略)	2 未満年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求 (以下「訂正請求」という。) をすることができる。 3 (略) 第26条～第28条 (略)
	(情報提供等記録の提供先等への通知) 第28条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるとときは、総務大臣及び番号法

第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第29条 何人も、自己情報（第25条第1項各号に掲げる自己情報（保有特定個人情報を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合は、この限りでない。

（1）・（2）（略）

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（第25条第1項各号に掲げる自己情報のうち、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関する他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）当該保有特定個人情報を保有する実施機関に上り適法に取得されたものでないとき、第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20号法第28条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は登録されているとき 当該保有特定個人情報ファイルに記録されているとき

（2）第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 代理人

は、本人に代わって前2項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をするこ

（利用停止請求権）

第29条 何人も、自己情報 \_\_\_\_\_ が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する他の法令等の規定により特別の手続が定められている場合は、この限りでない。

（1）・（2）（略）

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をするこ

<p>4 利用停止請求は、自己情報（情報提供等記録を除く。次条から第32条までにおいて同じ。）の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>第30条～第42条 (略)</p>	<p>とができる。</p> <p>3 利用停止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。</p> <p>第30条～第42条 (略)</p>
--	--

登米市職員の再任用に関する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行
第 1 条～第 4 条 (略)	第 1 条～第 4 条 (略)	
附 則 (略)	附 則 (略)	
1 (特定警察職員等への適用期日)	1 (特定警察職員等への適用期日)	
2 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する特定警察職員等 (附則第 4 項において「特定警察職員等」という。) である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。	2 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する特定警察職員等 (附則第 4 項において「特定警察職員等」という。) である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。	
3・4 (略)	3・4 (略)	



改正案		現行	
第 1 条～第 9 条 (略) 別表 (第 2 条関係)		第 1 条～第 9 条 (略) 別表 (第 2 条関係)	
区分	手数料の額 (1 件につ き)	区分	手数料の額 (1 件につ き)
住民基本台帳法第 12 条の 4 第 1 項に 規定する住民票の 写しの交付	住民票の広域交付 による全部証明 住民票の広域交付 による一部証明	1 通をもつ て 1 件とす る。	住民票の広域交付 による全部証明 住民票の広域交付 による一部証明
行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の 規定による通知カード及び個人番号カ ード並びに情報提供ネットワーク시스 テムによる特定個人情報の提供等に關 する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）	500 円 1 通をもつ て 1 件とす る。	12 条の 4 第 1 項に 規定する住民票の 写しの交付	300 円 1 通をもつ て 1 件とす る。
第 11 条第 3 項に規定する通知カードの 再交付（通知カードの追記欄の余白がな くなつたときその他の再交付がやむを 得ないものとして市長が認める場合を 除く。）の手数料	(略)	(略)	(略)

登米市手数料条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案		現行		
第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）		第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）		
区分	手数料の額 (1件につ き)	区分	手数料の額 (1件につ き)	摘要
（略）	（略）	（略）	（略）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の手数料
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の	800円	1通をもつて1件とする	500円	1通をもつて1件とする。

の再交付がやむを得ないものとして市 長が認める場合を除く。) の手数料	(略)

## 登米市東日本大震災復興特別区域法第 28 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例 新旧対照表

改 正 案		現 行			
第 1 条～第 3 条 別表 (第 3 条関係)		第 1 条～第 3 条 (略) 別表 (第 3 条関係)			
区域の範囲	区域の範囲	緑地の面積 敷地に割 する割合	緑地の面積 敷地に割 する割合	区域の範囲	緑地の面積 敷地に割 する割合
2種 区域	登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、 字中江四丁目5番1から5番31まで、11 番1から11番4まで、12番2から12番11 まで、29番から33番まで、39番から41番 まで、46番、字中江五丁目4番1から4 番12まで、5番1から5番18まで、9番 1から9番15まで、19番24、26番、字萩 洗一丁目1番1から1番12まで、2番1 から2番18まで、3番1から3番10まで、 4番1から4番14まで、17番から22番ま で、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、 2番1から2番9まで、3番1から3番 14まで、4番1から4番12まで、5番1 から5番10まで、13番から17番まで、字 江合一丁目1番1から1番14まで、2番	登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、 字中江四丁目5番1から5番31まで、11 番1から11番4まで、12番2から12番11 まで、29番から33番まで、39番から41番 まで、46番、字中江五丁目4番1から4 番12まで、5番1から5番18まで、9番 1から9番15まで、19番24、26番、字萩 洗一丁目1番1から1番12まで、2番1 から2番18まで、3番1から3番10まで、 4番1から4番14まで、17番から22番ま で、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、 2番1から2番9まで、3番1から3番 14まで、4番1から4番12まで、5番1 から5番10まで、13番から17番まで、字 江合一丁目1番1から1番14まで、2番	100分の 10以上	100分の 10以上	100分の 10以上

1から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで	1から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで
(略)	(略)
登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番2及び82番2	登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番2及び82番2
登米市迫町北方字川戸沼20番2、24番6、24番8、55番1、55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、60番及び61番2	登米市迫町北方字川戸沼20番2、24番6、24番8、55番1、55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、60番及び61番2
登米市迫町佐沼字西館下77番1、77番2、81番3及び82番1	登米市迫町佐沼字西館下77番1、77番2、81番3及び82番1
登米市中田町上沼字境前14番2、15番1、16番1及び16番8	登米市中田町上沼字境前14番2、15番1、16番1及び16番8